

## 手 数 料 表

### 【一般登録型】

| サービスの種類及び内容                      | 手数料の額及び負担者                                                                                                                                            |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス（職業紹介サービス） | <p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<br/> <div style="text-align: right;">100 %</div>                     手数料負担者は 求人者 とします</p> |

### 【サーチ／スカウト型】

| サービスの種類及び内容                  | 手数料の額及び負担者                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索 | <p>着手金 1,000,000 円</p> <p>活動１日当たり 100,000 円</p> <p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<br/> <div style="text-align: right;">100 %</div>                     手数料負担者は 求人者 とします</p> |

### 【再就職支援型】

| サービスの種類及び内容                      | 手数料の額及び負担者                                                                                                                                            |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言      | <p>着手金 1,000,000 円</p> <p>手数料負担者は 関係事業主 とします</p>                                                                                                      |
| 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス（職業紹介サービス） | <p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<br/> <div style="text-align: right;">100 %</div>                     手数料負担者は 求人者 とします</p> |

上記手数料に消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 27-ユ-010074

事業所名称 パーソルエクセルHRパートナーズ株式会社 中部事業所

所在地 愛知県名古屋市中村区名駅 3-25-9 堀内ビルディング 7 階

# 業務の運営に関する規程(1)

パーソルエクセルHRパートナーズ株式会社 中部事業所

## 第1 求 人

- 1 本所は、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令(労働基準法及び職業安定法等)違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件を予め書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため予め書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項を予めこれらの方法以外の方法により明示してください。

## 第2 求 職

- 1 本所は、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 求職の受付手数料は申し受けいたしません。

## 第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に应ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を予め書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため予め書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メールの使用による明示ができないときは、予めそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 5 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 6 就職が決定しましたら求人された方及び関係事業主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

## 業務の運営に関する規程(2)

### 第4 返戻金制度に関する事項

本所の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返戻します。

(1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%

(2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、求人者で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度を適用しません。また返戻金制度は契約書により別の定めをすることがあります。

### 第5 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示または誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所で当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 3 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、本所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職か6ヶ月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 4 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、国内の全職種です。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。